

# 現代におけるカント実践哲学の意義

山根 共行

はじめに

- 1 定言命法 道徳的と不道徳的の峻別
- 2 普遍的实践哲学
- 3 自律と自由
- 4 なぜ人を殺してはいけないか
- 5 定言命法が2つ関連する場合
- 6 現代社会とカント実践哲学

はじめに

カント実践哲学の核は、「定言命法」である(注1)。定言命法は、人間の自律の表現である。人間の自律は、人間に自由を与える。定言命法は、実践にかかわる倫理的かつ論理的領域での命題であり、経験に依拠しない。それゆえ、「いつでも・どこでも」という絶対的性質をもつ。カント実践哲学は、絶対性と普遍性を前提とする思想である。

カント実践哲学で描かれている人間像は、利己主義でも利他主義でもなく、人間相互の対等を意図している。自己と他者の対等性は、支配・被支配の上下関係を認めない。人間相互の対等性は、社会の成員の平等性の実現を求める。自由で平等な人間の共同体としての社会の実現が目標である。

現代において、カント実践哲学の批判的検討は依然として重要な課題である。最大の論点は、絶対主義と相対主義の相互の関係である。「郷に入っては、郷に従え」という相対主義は、十分考慮されねばならない。上記の「いつでも・

どこでも」という絶対主義と、どこでどのように折り合いをつけるのか。この論点を、本稿の前半（1-5）で、立ち入って検討する。

20世紀後半以降の現代社会において、カント的思想の目指した事柄は、どのような形でどの程度実現されてきているのか。この論点を、本稿の後半（6）で、検討する。とりわけ、アクチュアルな論点としては、20世紀末以降の「情報化」の進展がもたらしている諸現象を考察する必要がある。他者にたいする無関心・コミュニケーションの形態の変貌・時間と空間にたいする感覚の変質・匿名性の功罪・歴史性の喪失など、新しい状況も出現している。新しい状況の出現により、人間性は、いっそう豊かに育まれてきているのか、それとも、人間性は貧しくなっているのか。カント以降の哲学・思想の流れのなかで、考察すべき論点である。

## 1 定言命法

他者の金銭を自己のものとするための虚偽の約束は「道徳的」ではない。わたしが友人から、近日中に返済するからと約束し、じつは返すあてのないまま、お金を借りる。そしてそのまま、返済せずに放置するなら、結局、この場合、詐欺に等しい行為となる。カントは、この行為の不道徳性を、論理的な矛盾を用いて明らかにしようとする（注2）。

私の格律「わたしは、お金が必要な場合は、友人に虚偽の約束をしてもよい」が普遍性を獲得できるかどうか。カントは検討の方法として、格律の主語「わたし」を、普遍性のある「わたしたち」あるいは「わたしたちそれぞれ」に置き換えること提唱する。「わたしたちは、お金が必要な場合は、友人に虚偽の約束をしてもよい」。このように主語が置き換えられた場合、もし論理的な矛盾が生じるなら、その格律は、不道徳的であり、もし矛盾が生じなければ、道徳的とみなすことができる。

まず、友人に対しわたしは、実質的に「君の所有する金銭は、わたしのものだ」と主張することができると思う。これが私の格律だ。しかし、主語が「私」から「わたしたち」に置き換えられると、この「君の所有する金銭は、わたし

のものだ」というまったく同じ主張を、別の友人がわたしに対して主張することを、わたしは認めざるをえない。つまり、私だけに何かが認められているのではない。私に認められていることがらは、私の別の友人にも認められていると、考えなければならないからだ。そうすると、友人の金銭は、私のものであり、かつ、わたしのものではなく、つまり、わたしの別の友人のものとなる。ここに、論理的な矛盾が生じる。

この矛盾は、換言すると、あるものが、わたしのものであり、同時に、わたしのものではない、と表現できる。

論理的矛盾が生じるか否か、これは、ある格律を道徳的とみなしうるか否か、を検証する手順である。そもそも、ある格律の道徳性は、この検証の際に論理的矛盾を生まない、人間相互の関係そのものに基づくのである。換言すると、ある一部の人たちにのみ特権を認め、他の人たちには同等の権利を認めない場合、この権限と行為は、不道徳的とみなすことになるのだ。一部の人たちを優遇しない、一部の人たちを特別扱いしない、相手と自分を同じように扱う、この他者と自己の同等性・対等性が道徳的行為の実質的な根拠になっているのだ。

## 2 普遍的实践哲学

カントは、論理的矛盾を用いた検証により、行為の道徳性・不道徳性が明らかにできる、と考えている。定言命法により、いかなる場合にも、なすべき道徳的行為と避けるべき不道徳行為は、峻別できる、とみなしている。行為にかかわる他の諸々の条件は、この限りにおいて、たとえ2次的に重要な働きをもつとしても、それは、あくまで、2次的な要素に過ぎない。経験の領域における様々な要因、感性・感情の働き、伝統・文化の相違など、行為に関わる諸々の具体的条件は、実践哲学の決定的な要因とはみなされない。むしろ、この厳格さゆえ、普遍的实践哲学の可能性が、ここに保証されている、と言えるだろう。

### 3 自律と自由

平等・対等の人間関係と並んで、実践哲学において重要な役割を担うのが「自由」の概念である。カントは、能動的な悟性（理性）と受動的な感性の区別を根拠に、人間に固有な「自由」の概念を、考える力・決断する力に求める。外界に依拠する受動的な感性は、外界のそして人間固有の身体の相対性に依存している。だから、普遍主義的実践哲学における「自由」概念も、感性の領域からいったん離れた場で確立されねばならない。自らが自らに行為の基準と判断を与える立場、それが定言命法に基づく自律である。そして、この自律に基づく行為が、自由な行為とみなされる。

公園のブランコで数人の子供たちが遊んでいる。それぞれの子供は、ブランコを、順番を守って、決められた時間内、あるいは決められた回数だけ、遊ぶ。遊ぶルールは、子供たちに平等を保証する。大きな子も、小さな子も、男の子も女の子も、上手な子も下手な子も、同じように楽しく遊べるようなルールが望ましい。ルールを守らない乱暴者は、仲間に入れてもらえない。自分だけ特別扱いしてもらいたい子供、自分だけは、好きな時に好きなだけブランコにのれると勘違いしている子供は、子供たちのあいだに求められている平等性を理解していないことになる。

しかし、決められたルールに従って楽しく遊んでいる限り、カント的には、そこには、自由はない、と言わざるをえない。子供たちは、仕方のないことだが、未熟である。自分たちで、自分たちの遊ぶルールを作りだしてこそ、自由に遊べるのだ。自律のないところに、自由はない。

### 4 なぜ人を殺してはいけないか

なぜ人を殺してはいけないか。カント的には、生命の尊さ、殺人行為の残虐性などを根拠に、殺人の道徳性・反道徳性を論じることはできない。これらの根拠は相対性に晒されているからだ。ある人たちにとって残虐な場面も、別の人たちにとって、あるいは別の、たとえば戦場というような状況では、むしろ

日常的なありふれた場面になってしまうだろう。

この問題の出発点は、人はそれぞれ自らの生死を決める権限を有する、との考えだろう。自らの生死は、たしかに、何かを自分のものとし、これを所有する場合の、もの（所有物）以上の重要性をもつが、少なくとも、他者ではなく自らの意志に依るものだ、と考えることができるだろう。他者ではなく自分が、この自分の身体を守り維持し生死を決断することを任されている。

こう考えると、上記の「嘘をついて、他者の金銭を盗み取る」不道徳行為と、論理的な仕組みが共通していることが見えてくる。他者の合意を得ることなく、他者の身体に関する権限を、奪い取る行為、そしてその延長上に、他者の身体を自分の所有物として扱う行為、その極端な行為が殺人に他ならない。人を殺すことの不道徳性は、盗む行為と、論理的に同じ構造をもっている。

道徳・不道徳行為のカント的な解明は他ならぬ「論理」に基づく。それゆえ、結果的には、他の文化・宗教にも認められる事柄である。殺人・姦淫・盗み・偽証を戒める文言は、キリスト教にも仏教にも、その他の多くの宗教にもみられる事柄である。

ここで「自殺は許されるべき行為か」「自殺は道徳的に認められるべきか」の問題を検討しよう。

「自殺」あるいは「自死」とは、自らの生命を自らの意志により絶つ行為である。問題は、「自らの生命」をどのように理解するか、である。ここには2つの立場が考えられる。

ひとつには、私だけのものではない、私のものであると共に私以外の他者のものでもある、とみる立場である。もうひとつは、私の生命は、原則的に、私の自由になるものである、とみる立場である。

後者の場合、自殺は、道徳的に認めるべき行為となるだろう。私のものを私の意志で対処するからである。これに対し、前者の立場からは、自殺は、道徳的に認めがたい行為となるだろう。私だけのものではない私の生命を、私だけの意志で対処することになるからだ。

近年大いに議論されている「共生」という概念は、この「自殺」の考察との関連でいうと、「他者に支えられ、他者を支える私の生命」と換言できるだろう。

「共生」を人間の生命の本質とみるならば、前述の「私の生命は、私だけの生命ではない」との立場に呼応するものだ。

## 5 定言命法が2つ関連する場合

定言命法が2つ関連する場合というのは、たとえば「嘘はついてはならない」と「人を殺してはならない」という2つの道徳的行為が、時間上前後するものの、ひとつの同じ状況の中で行われる場合である。ある男に命を狙われている友人が、助けを求めて、わたしのところにやって来る。その後で、男が戸口に来て、「お前の友人が、ここにいるだろう」と問う。わたしはなんと答えるべきか。カントは、正直に嘘をつかずに「いる」と答えるべきだ、という（注3）。

カントとは異なり、わたしなら、別の答えを用意する。「いない」。この答えは、嘘である。この嘘は、はたして道徳的か不道徳的か。許されないか、許されるか。この話では、まず、友人が訪ねて来て、「命を狙われている。助けて欲しい」という願いを聞き入れて、「分かった。力になろう」という趣旨の会話があったものとするのが当然であろう。

この時点で、わたしには友人に対する約束を守る「義務」が、道徳的な義務が生じる。この「友人の命を全力で守る」という義務が、この後のわたしの行為を拘束する。だから、追っかけて来た男の問いには、やはり、この義務遂行の観点からもっとも有効な返事をするべきであろう。「いない」という嘘自身は、確かに、不道徳であろうが、このような観点からさげられない、いや必要な不道徳といえるだろう。

時間的に先に為された行為は、後の行為を拘束する。2つの同じように道徳的な行為が並んだ場合、先の行為を優先的に扱うべきである。この点で、カントの答えは、支持しがたい。

問題点をより明確にするために、次のように考えてみよう。

仮に、友人の命を狙う男が、何らかの理由により、先に訪ねてきたとする。「お前の友人がこの家にいるだろう」という問いに、「いない」と答えるのは自然であり、道徳的である。実際、友人は、まだ家の中にはいないからだ。この問

答の後に、遅れて友人が訪ねてきて、「私の命を狙う男がいる。ここに匿って欲しい」と助けを願うなら、「分かった。できるだけのことをしよう」というのが、道徳的であろう。そして、この約束を守るように行動すべきである。

この場合、先の答え「いない」は、後の「分かった。できるだけのことをしよう」を、事実上、拘束することはない。その理由は次の通りである。

先の行為は、「いない」と発言する時点で、行為としては完了しているからである。後の、友人に対する約束「分かった。できるだけのことをしよう」は、それ以前の行為によって拘束されてはいない。ただし、この行為（約束）は、友人がこの家に居続けるかぎり、その間、私の行動を拘束しつづけるのである。数分のこともあれば、数時間のことも、数日のことも、そして、数年にわたることも、ありうる。

## 6 現代社会とカント実践哲学

現代社会のひとつの特性は、いわゆる情報化が急激に進展していることである。圧倒的な量の情報に取り囲まれて、おおくの人たちが右往左往しているように見える。

カントは、自律がなくては自由がない、と考えていた。同時に、合法性と道徳性の峻別にも、おおいに関心をもっていた。カントは、一人ひとりの人間が、よく考え、自分の格律が普遍性を獲得できるか、自分で考え、その結果、道徳的とみなされる事柄を行うのがよい、と考えていた。この自問自答の中から道徳性が生まれる、と考えていた。これが自律の原理に照応する。他方、合法性は、社会の規範やルールをよく理解し、順守することである。この場合、与えられた規範やルールは、カント的には、他律の原理である。

現代においても、カント的な意味での自由は、人々の内面的な自発的な行為が保証されている場で、実現可能であるといえよう。外からの圧倒的な量の情報を、上手に選択し、選り分けて吸収した場合でも、はたしてそれが自由な意思の発揮といえるのか、疑問が残る。

情報化のもつもう一つの問題は、匿名の問題である。おおくの情報が、匿名

のひとたちによって提供されている。その情報の信憑性は簡単には確認できない。誹謗中傷が、大手を振って歩いている。さらに、情報の受け手も、また、匿名で行動でき、反応することもできる。情報の両端に、発信者と受信者の双方に、匿名の「だれか」が位置している。このようなコミュニケーションの形態は、かつてなかったものだ。

新聞の投書欄には「紙上匿名」が一部認められている場合がある。しかし、この場合にも、当の新聞社には、匿名ではなく、実名を知らせなければならない。それが、投書のルールである。実名を伏せたままの投書は、その情報の信憑性の有無の観点から、まったく話にならないのである。新聞社は、たとえ目を通して、けっして採用することはない。

こうした旧来のメディアの慣例には、情報とその書き手・担い手の関係が当然のごとく明確であった。だれが、どこで、どのような状況で話した事柄か、が判然としていた。

今日の情報化社会においては、匿名者によって発信された情報が、一人歩きし、姿をかえ、世界を股に掛けているようだ。万一の場合も、だれひとりとして、責任を取るものはいないようだ。

人間には、欲求とよぶべき「したいこと」とともに、「なすべきこと」という義務があることを、カントの実践哲学は教えている。人間は、そもそも何をなすべきか、この問いかけをじっくり検討するためにも、カント的な実践哲学の復権が望まれる。

[2011年9月16日17日に開催された「第4回日中哲学シンポジウム」（中国・北京大学）における報告に一部修正を加えたものが、本論考である。]



注

- (1) 「それゆえ、定言的命法が唯一の命法であり、それも次のものである。『信条が普遍的法則となることを、当の信条を通じて自分が同時に意欲できるような信条に従ってのみ、行為しなさい。』」 カント『人倫の形而上学の基礎づけ』（1785年）平田俊博訳 岩波書店「カント全集」第7巻 53-54頁。
- (2) カント、同上、55頁以下。
- (3) カント『人間愛からなら嘘をついてもよいという誤った権利に関して』（1797年）尾渡達雄訳 理想社「カント全集」第16巻 215-224頁。

参考文献

- 加藤尚武『現代倫理学入門』 講談社学術文庫 1997年  
マイケル・サンデル『これからの「正義」の話をしよう』 早川書房 2010年  
竹田青嗣『完全解説 カント『実践理性批判』』 講談社 2010年  
大澤真幸『「正義」を考える』 NHK出版新書 2011年

